

# 養育里親・養育家庭の里親認定基準の比較

(親族が養育里親・養育家庭になる場合を除く)

	国(法令・通知)	東京都里親認定基準
1. 里親 申込者 の基本 要件	必要に応じて健康状態を調査するための健康診断書…を提出させること。 (里親制度の運営について)	(1)心身ともに健全であること。 注) 児童の養育に必要な「健全」さであり、障害や疾病を有しているも、児童の養育に差支えがなければ、この要件を満たす。
	要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。 (省令第1条の35第1号)	(2)児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。
		(3)児童の養育に関し、虐待等の問題がないと認められること。
		(4)児童福祉法その他関係法令等が適用になること。
	本人又はその同居人が次の各号(同居人については、第1号を除く。)のいずれかに該当する者は、養育里親となることができない。 (法第34条の20第1項、政令第35条の5)(以下略)	(5)里親申込者及び里親申込者と起居を共にする者が、次の各号のいずれかに該当していないこと。(以下略)
	経済的に困窮していないこと。 (省令第1条の35第2号)	(6)世帯の収入額が生活保護基準を原則として上回っていること 注) 生保基準を下回っても、別紙様式により、経済的に困窮していないことが確認された場合には、この基準を満たすものとして取り扱う。
都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したこと。 (法第6条の4第2項)	(7)委託児童の養子縁組を目的としないものであること。	
養育里親研修を修了したこと。 (省令第1条の35第3号)	児童相談所長は…都が指定する研修の修了を確認した上で…知事に進達する。 (東京都里親制度の運営について)	
2. 家庭 及び構 成員の 状況		(1)家庭生活が円満に営まれていること。
	…家族の理解や協力はあるのか、また、委託される子どもへの理解があるかなどを面談や家庭訪問等で調査し、認定する。 (里親委託ガイドライン)	(2)里親申込者と起居を共にする者は、児童の受託について十分な理解を有するものであること。
		(3)里親申込者と起居を共にする者のうち、日常生活をする上で主たる養育者となる者が特別に対応しなければならない者がいないこと。
	養育可能な年齢であるかどうかを判断し、年齢の一律の上限は設けない。年齢の高い養育者であっても、中学生など高年齢の子どもを新規や短期で委託を検討するなど、子どもの多様なニーズに応えられる里親を認定、登録することは有意義である。 (里親委託ガイドライン)	(4)里親申込者のうち、主たる養育者となる者の年齢は、原則として25歳以上65歳未満であること。 注) 短期条件付・レスパイト限定付養育家庭の申込みにあつては、主たる養育者となる者の年齢が65歳以上であっても行うことができる。 注) 里親申込者には、社会通念上事実上の婚姻関係にある者を含む。
	知識、経験を有する等児童を適切に養育できると認められる者については、必ずしも配偶者がいなくても、里親として認定して差し支えないこと。 (里親制度の運営について)	(5)里親申込者は、配偶者がいない場合には、次の全ての要件を満たしていること。 ア 児童養育の経験があること、又は保健師、看護師、保育士等の資格を有していること。 イ 起居を共にし、主たる養育者の補助者として子供の養育に関わることができる。20歳以上の子又は父母等がいること。 注) 「等」は、原則として親族を示す。ただし、社会通念上事実上の婚姻関係にある同居者については、その同居状態の安定性、継続性を十分考慮した上で「等」に含めることは差し支えない。
里親を希望する者が単身である場合：知識や経験を有する等子どもを適切に養育できると認められる者は認定して差し支えないが、養育する経済的な保証や養育を支援する環境等があるかなど確認する。 (里親委託ガイドライン)		
3. 家庭 家屋及 び居住 地の状 況		(1)里親申込者の家庭及び住居の環境が、児童の保健、教育その他の福祉上適当なものであること。
		(2)住居の広さは、原則として、居室が2室10畳以上であり、家族構成に応じた適切な広さが確保されていること。
4. 受託 動機	里親を希望する理由や動機が社会的養護の担い手としての責任の上にあるか…などを面談や家庭訪問等で調査し、認定する。 しかし、社会的養護の制度の理解が低い場合、児童相談所など関係機関と協力が難しい場合、希望理由が跡継ぎがほしい、老後の介護をしてほしい、夫婦関係を見直したいなど里親希望者自身のためだけの場合は、認定が難しい。 (里親委託ガイドライン)	里親申込みの動機が児童の最善の福祉を目的とするものであること。